

熊本県公報

第 1 1 5 6 4 号
平成 19 年 6 月 20 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則

- 熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………(健康危機管理課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定廃止……………(障害者支援総室) 2
- 保安林の指定……………(森林保全課) 3
- 木材業者の登録……………(林業振興課) 3
- 木材業者及び製材業者の書換……………(") 3
- 熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務に係る総合
評価一般競争入札参加資格等……………(土木技術管理室) 4
- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 5
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 5
- "……………(") 5
- 大気汚染常時監視ネットワーク施設更新に係る一般競争入札の実施…(環境保全課) 6

公 告

- 肥料登録有効期間更新……………(農業技術課) 6
- 特定非営利活動法人の設立認証申請……………(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 6
- 地籍調査成果の認証……………(農村整備課) 7
- 定款変更認可……………(農村計画・技術管理課) 7
- 開発行為工事完了……………(建築課) 7
- 熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務に係る総合
評価一般競争入札の実施……………(土木技術管理室) 7
- 産業廃棄物税効果検証事業業務委託の一般競争入札の実施……………(廃棄物対策課) 12
- 大型免許用試験車両(特殊用途車)の一般競争入札の実施……………(管理調達課) 14
- 宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………(建築課) 16
- 大気汚染常時監視ネットワーク施設更新に係る一般競争入札の実施…(環境保全課) 16

規 則

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 40 号

熊本県災害救助法施行細則の一部を改正する規則
熊本県災害救助法施行細則(昭和 52 年熊本県規則第 67 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条中「吏員」を「職員」に改める。

第 12 条中「当該吏員」を「当該職員」に改める。

別表第 1 の 1 (1) ウ中「100 人 1 日当たり 30,000 円」を「1 人 1 日当たり 300 円」に改め、同表の 1 (2) イ中「2,342,000 円」を「2,326,000 円」に改め、同表の 3 (3) アの表中

円	円	円	円	円	円	
17,200	22,100	32,600	39,000	49,500	7,200	を
28,400	36,700	51,200	60,100	75,400	10,300	

円	円	円	円	円	円	
17,300	22,300	32,800	39,300	49,800	7,300	に改め、
28,600	37,000	51,600	60,500	75,900	10,400	

同表の 3 (3) イの表中

円	円	円	円	円	円
---	---	---	---	---	---

5,600	7,500	11,300	13,700	17,400	2,400	を
9,000	11,900	16,800	19,900	25,200	3,300	

円	円	円	円	円	円	に改め、
5,600	7,600	11,400	13,800	17,500	2,400	
9,100	12,000	16,900	20,000	25,400	3,300	

同表の 8 (1) 中「盲学校、ろう学校及び養護学校（以下「特殊教育諸学校」という。）」を「特別支援学校」に、「特殊教育諸学校の」を「特別支援学校の」に改める。
 別記第 5 号様式中「熊本県事務（技術）吏員」を「熊本県職員」に改める。
 別記第 7 号様式（裏）中「当該吏員」を「当該職員」に改める。
 別記第 11 号様式 3 頁を次のように改める。
 3 頁

災 害 救 助 法	<p>第二十七条 前条第一項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収容するため必要があるときは、都道府県知事は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>2 都道府県知事は、前条第一項の規定により物資を保管させた者から、必要な報告を取り、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。</p> <p>3 前二項の規定により立ち入る場合においては、予めその旨をその施設、土地、家屋又は場所の管理者に通知しなければならない。</p> <p>4 当該職員が第一項又は第二項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。</p>
-----------	---

附 則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

熊本県告示第 560 号
 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から廃止の届出があった。
 平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	廃止年月日	事業所番号	事業の種類
株式会社コムスン 八代鏡ケアセンター 八代市鏡町内田 432 番地 1	株式会社コムスン 東京都港区六本木六丁目 10 番 1 号六本木ヒルズ森タワー 35 階	平成 19 年 6 月 1 日	4310200011	居宅介護及び重度訪問介護

樋口 公一

熊本県告示第 561 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県天草市有明町大浦字浦田 421 の 1、424、449、453、457、459 の 1、462 の 1、463、464、字神ノ元 518、字臺田 630、字赤瀬 634、字梨ノ木平 1395、1423
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字浦田 464、424・449・453・457・459 の 1・462 の 1・463・字神ノ元 518・字赤瀬 634・字梨ノ木平 1395・1423（以上 11 筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県天草地域振興局並びに天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 562 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 5 条の規定により、木材業者を次のとおり登録した。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

（木材業者の登録）

登 録 年 月 日 登 録 番 号（摘 要）	住所及び氏名（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）	業 態	主な取扱材
平成 19 年 5 月 22 日 A05110（新 規）	菊池郡菊陽町津久礼 4306-1 株式会社宮本工業 宮本智念	木材小売	

熊本県告示第 563 号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 34 年熊本県条例第 36 号）第 7 条の規定により、木材業者及び製材業者の登録を次のとおり書き換えた。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者登録の書き換え)

書換年月日 登録番号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 5 月 18 日 A09073	葦北郡芦北町大字芦北 2190 合資会社佐藤製材所 佐藤隆重	葦北郡芦北町大字芦北 2190 株式会社佐藤製材所 佐藤三郎	法人名及び 代表者の変 更
平成 19 年 5 月 25 日 A02104	宇城市不知火町松合 711-1 浦野正史	宇城市不知火町松合 711-1 株式会社浦野林業 浦野正史	法人化のため

(製材業者登録の書き換え)

書換年月日 登録番号	住所及び氏名（法人にあっては所在地、 名称及び代表者氏名）		変更の理由
	変更前の登録事項	変更後の登録事項	
平成 19 年 5 月 18 日 B09020	葦北郡芦北町大字芦北 2190 合資会社佐藤製材所 佐藤隆重	葦北郡芦北町大字芦北 2190 株式会社佐藤製材所 佐藤三郎	法人名及び 代表者の変 更

熊本県告示第 564 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務 一式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げる
ところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要
綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示
すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限
る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（熊本県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111（内線 6350）ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 7 月 13 日（金）までの日（県の休日を
除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資
格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30
日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査
申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

熊本県告示第 565 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
JA 熊本市居宅介護支援事業所 熊本市南熊本一丁目 7 番 26 号	熊本市農業協同組合	平成 19 年 6 月 11 日

熊本県告示第 566 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 6 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 国道	445 号	上益城郡御船町大字滝尾字横野 同所	前	13.5	17.0	廃道処分
			後	16.0		
前	12.8	17.0				
後	15.0					

2 区域を変更する期日 平成 19 年 6 月 20 日

熊本県告示第 567 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 6 月 20 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	辛川鹿本 線	菊陽町津久礼 同所	前	4.8	30.0	単道改
			後	5.9		
		前	7.3	30.0		
		後	14.5			

2 区域を変更する期日 平成 19 年 6 月 20 日

熊本県告示第 568 号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 調達する特定役務の名称及び数量
大気汚染常時監視ネットワーク施設更新業務
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111（内線 6350）ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 7 月 10 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

公 告**熊本県公告第 547 号**

肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 12 条第 2 項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第 16 条第 1 項の規定に基づき公告します。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第 1372 号	炭酸カルシウム肥料	18.0 炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：18.0	その他制限事項は公定規格のとおり。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 78 番地	平成 19 年 6 月 10 日
熊本県肥第 1373 号	生石灰	肥料用生石灰	アルカリ分：80.0	該当なし。	白雲石工業株式会社 兵庫県尼崎市元浜町四丁目 78 番地	平成 19 年 6 月 10 日

熊本県公告第 548 号

特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 2 項の規定により次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 申請年月日
平成 19 年 6 月 7 日
- 2 名称
特定非営利活動法人日本環境改善支援協会
- 3 代表者の氏名
上田 徹
- 4 主たる事務所の所在地
合志市栄 2127 番地 146
- 5 定款に記載された目的
本法人は、崇高な環境理念を有する会員相互の努力と協力により、地球環境保全に関する分野で、環境認識を高める運動を進め、地域内一般家庭を対象に小規模組織からの環境改善運動を行い、家庭排水及び産業排水の改善を図ると共に環境に安全な日用品の普及を推進し、自然環境保全に努め自然豊かな街づくりに寄与することを目的とする。

熊本県公告第 549 号

高森町ほか 1 町における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認 証 年 月 日
高森町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字野尻の一部	地籍 図・地 籍簿	平成 19 年 6 月 8 日
山都町	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	仮屋、米生の各一部		
山都町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	仏原、高月の各一部		

熊本県公告第 550 号

八代市八代平野北部土地改良区理事長坂田孝志から平成 19 年 5 月 9 日付けで申請のあった定款変更については、平成 19 年 6 月 11 日付けで認可した。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第 551 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字田地 408 番 2、同 412 番 3 及び水路の一部
997.74 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 10 号
株式会社ファミリーマート

熊本県公告第 552 号

次のとおり総合評価一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
契約締結の日から平成 20 年 3 月 31 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務に要する

- 費用とする。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。）による審査のうえ、有資格者として営業種目情報処理業務、取扱業種情報システム全般の設計、開発、維持管理等に登録された者であること。
- (2) 国、地方公共団体（県、政令市、市町村）において、過去 5 年以内に該当システム開発の規模以上の情報システム開発委託契約を締結した実績を有する者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (5) 5 の (4) のアの時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2 の (2) の資格要件の確認を行うため、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期限
平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 7 月 20 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
- (2) 提出場所
4 に記載のとおり
- (3) 提出方法
4 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県土木部土木技術管理室 CALS 班（熊本県庁行政棟本館 11 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6059 ダイヤルイン 096-333-2556
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 7 月 13 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 6 月 27 日（水）午前 10 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室
ウ その他
出席者は 1 社につき 3 人までとする。
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 19 年 8 月 7 日（火）午後 2 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 901 会議室
ウ その他
開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。この場合において、入札者又は代理人がこれに立ち会わないときは、当該入札執行事務に係るな

- い職員を立ち合わせてこれを行う。
- (5) 入札書及び提案書の提出方法
5の(4)記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年8月6日(月)午後5時までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の100分の5以上の金額を5の(4)記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去2年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ケ 2以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治29年法律第89号)第95条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
ア 予定価格の制限の範囲内の入札価格による有効な入札書を提出した者については、総合評価のための提案書については、イ、ウの方法により評価を行う。
イ 総合評価のための提案書については、別記「評価基準」に基づき技術点を与える(満点700点)。
ウ 入札価格については、「 $300 \text{点} \times (1 - \text{入札価格} \times 1.05 / \text{予定価格})$ 」により点数化し、価格点を与える。
エ 上記イ及びウにより算出された技術点、価格点の合計点数が最も高い者を落札者とする。なお、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格について一定の基準を設けているため、その基準を下回った価格で入札を行った場合は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者であっても落札者とならない場合がある。
オ 技術点及び価格点の合計点数の最も高い者が2者以上あるときは、技術点が最も高い者を落札者とし、それでも同点の場合は、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじ引きに立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から14日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から7日以内とする。
- (7) 契約保証金
10以上金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を

提出したとき。

イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

(8) その他詳細は、入札説明書による。

(9) この調達は、世界貿易機関 (WTO) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

(1) Subject matter of the contract:

Electronic Data Delivery and Storage Management System Development, and Shared Information Exchange System Development

(2) Period of commission:

From the day contract through March 31, 2008

(3) Date and place to submit bidding proposal:

Date: 2:00 p.m., August 07, 2007

(4) Postal deadline to submit bidding proposal:

Bidding proposal must arrive no later than August 06, 2007, 5:00 p.m.

(5) Language and currency to be used for bidding:

Language: Japanese

Currency: Japanese currency only

(6) Contact information:

Civil Engineering Technical Supervision Office

Department of Civil Engineering

Kumamoto Prefectural Government

6-18-1 Suizenji, Kumamoto-shi

Kumamoto-ken, Japan, 862-8570

Phone: 096-383-1111 (Ext. 6059)

熊本県電子納品保管管理・情報交換共有システム開発業務 評価基準

	大項目	小項目	評価内容	評価区分	配点
1	1. 本業務に対する提案者の理解		CALS/ECを正しく理解し、保管管理システム及び情報交換共有システムの開発について、その考え方や方針が明確かつ適切に述べられているかを評価する。	最重要	100
小 計 (本業務に対する提案者の理解)					100
2	2. 作業計画	(1) 作業項目と作業内容	本業務を遂行するために必要な作業項目と作業内容、スケジュールが網羅されているかを評価する。	重要	50
3		(2) 責任分担	作業項目(内容)ごとに県との責任分担を適切に考えているかを評価する。	重要	50
4		(3) 品質確保策	各作業工程において、それぞれの成果品の品質を確保する方法について適切な対応を考えているかを評価する。	重要	50
5		(4) 開発体制	受託者ならびに県体制について、開発体制の役割、投入する技術者の要件等実現性の観点から評価する。	重要	50
小 計 (作業計画)					200
6	3. システム開発の考え方	(1) 保管管理システムの電子納品データ保管容量	保管管理システムにおける、電子納品データ保管容量の効率化の考え方、技術等について評価する。	最重要	100
7		(2) 保管管理システムの電子納品データ検索	保管管理システムにおける、データ検索速度の効率化の考え方、技術等について評価する。	最重要	100
8		(3) 情報交換共有システムのセキュリティ	情報交換共有システムにおける、セキュリティの考え方、対応方法について評価する。	重要	50
小 計 (システム開発の考え方)					250
9	4. ライフサイクルコスト	(1) 将来のメンテナンス抑制の工夫	保管管理・情報交換共有システムを構築する上で、今後発生するメンテナンスの抑制の工夫、開発方法等のハードウェア、ソフトウェア等の考え方について評価する。	最重要	100
小 計 (ライフサイクルコスト)					100
10	5. 受託者に関する事項	(1) 受託実績及び新しい追加提案	類似業務の受託実績及び要求仕様書に記述されていない新しい技術の機能、提案について評価する。	重要	50
小 計 (受託者に関する事項)					50
合 計					700

熊本県公告第 553 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
産業廃棄物税効果検証事業業務委託
- (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から平成 19 年 12 月 28 日まで
- (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、産業廃棄物税効果検証事業業務委託に要する費用とする。
 - イ 入札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 平成 17 年 4 月 1 日以降、都道府県が実施する「産業廃棄物実態調査業務」その他の産業廃棄物の処理に関する調査業務を受託し、適正に履行していること。
- (2) 熊本県業務委託契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号）による審査のうえ、「環境アセスメント関係調査業務」の入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- (3) 九州内に本社、支社又は営業所を有すること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (2) 入札参加資格申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 6 月 27 日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 競争入札参加資格確認申請書の提出

本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (1) 提出期間
平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 6 月 29 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- (2) 申請書の配布及び提出先
5 に記載のとおり
- (3) 提出方法
5 に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。

5 契約条項を示す場所

熊本県環境生活部廃棄物対策課（県庁行政棟新館 5 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2277（ダイヤルイン）

6 入札手続等

- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
 - ア 交付期間

- 平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 6 月 29 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- イ 交付場所
5 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 19 年 7 月 6 日（金） 午前 11 時から
- イ 場所
郵便番号 862-8570
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁入札室（県庁行政棟本館地下 1 階）
- (4) 入札書の提出方法
6 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 6 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約書作成の要否
要
なお、契約の締結期限は、落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。
- ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 554 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
大型免許用試験車両（特殊用途車） 1 台
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書及び仕様書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 11 月 30 日（金）

- (4) 納入場所
熊本県警察本部運転免許試験課

(5) 電子入札に関する事項

本件は、入札手続（入札書の提出から落札者の決定まで）を電子入札システムで行う電子入札対象案件である。ただし、電子入札により難しい場合は、熊本県電子入札（物品調達・業務委託契約等）運用基準（以下「運用基準」という。）の規定により、あらかじめ「紙入札参加承認願」を提出し県から承認を得た場合に限り、紙での入札手続（以下「紙入札方式」という。）によることができる。
その他電子入札に関する事項は、運用基準による。

(6) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。

イ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 6 の (3) 記載の入札の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成 14 年熊本県告示第 811 号）による指名停止期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県警察本部運転免許試験課へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明を受けた者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

(1) 申請の方法

2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）

郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

電話 096-333-2581（ダイヤルイン）

(3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 19 年 6 月 20 日（水）から平成 19 年 6 月 26 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

(4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

(5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。

(6) 有効期間の更新手続

- 前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成20年7月1日から平成20年7月31日まで行う。
- 4 競争入札参加資格確認申請書の提出
本競争入札に参加を希望する者は、2の(5)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明するため、次により競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
なお、期限までに競争入札参加資格確認申請書及び確認資料を提出しない者並びに、競争入札参加資格がないと認められた者は、本競争入札に参加することができない。
- (1) 提出期間
平成19年6月20日(水)から平成19年6月29日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分までとする。
- (2) 提出場所
5に記載のとおり
- (3) 提出方法
5に記載する場所へ持参又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。
また、電子入札により参加する者は、(4)の書類を提出する前に運用基準の定めるところにより、提出しようとする書類の目録を電子入札システムで提出すること。
- (4) 提出書類
ア 競争入札参加資格確認申請書
イ 2の(5)を証明する書類(仕様適合証明書)
- (5) 入札参加資格確認結果の通知
入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 5 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班(県庁行政棟本館2階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2580(ダイヤルイン)
- 6 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
5に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成19年6月20日(水)から平成19年6月29日(金)までの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時30分までとする。
イ 交付場所
5に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時・場所
ア 電子入札システムによる入札
4の(5)記載の入札参加資格確認結果の通知を受けた日時から、次の入札書受付締切日時までに電子入札システム(運用時間:午前9時~午後5時)により入札すること。
入札書受付締切日時 平成19年7月5日(木)午後4時
イ 紙入札方式による入札
日 時 平成19年7月6日(金)午前10時から
場 所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県出納局管理調達課分室(県庁行政棟本館2階)
- ウ 開札の日時及び場所
上記(イ)に同じ。
- (4) 入札書の提出方法
ア 電子入札システムによる入札の場合
電子入札システムにより入札する者は、6の(3)のアの日時までに電子入札システムにより提出すること。
イ 紙入札方式の場合
6の(3)のイ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、5に記載の場所に平成19年7月5日(木)までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。
- 7 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者の行った入札
イ 委任状を提出しない代理人が行った入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者が行った入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札

- キ くじ番号の記入のない入札
ク 明らかに連合によると認められる入札
ケ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理を行った者の入札
コ 二以上の意思表示を行った入札
サ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
シ その他入札方法等入札に関する条件に違反した入札
- (3) 入札保証金
免除する。
- (4) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (5) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (6) 最低制限価格
設定しない。
- (7) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
要
イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 555 号

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）の規定による行政処分について、同法第 69 条第 1 項及び同条第 2 項において準用する同法第 16 条の 15 第 5 項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成 19 年 6 月 27 日 午後 2 時
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 9 階 903 会議室
- 3 被聴聞者
商 号 有限会社うしお不動産
代表者氏名 代表取締役 牛尾 健次
事務所所在地 熊本県熊本市南千反畑町 1-12
免許証番号 熊本県知事（4）第 3497 号
免許年月日 平成 15 年 7 月 23 日

熊本県公告第 556 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 19 年 6 月 20 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 借入物品及び数量
大気汚染常時監視ネットワーク施設一式
 - (2) 借入物品の規格、品質等
入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 借入期間
平成 20 年 3 月 1 日から平成 25 年 2 月 28 日まで
 - (4) 納入期限
平成 20 年 2 月 29 日（金）
 - (5) 納入場所

- 仕様書による
- (6) 入札方法
- ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては60月賃借料率で計算すること。
- イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規定を準用する。
- エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
- 次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、有資格者として営業種目「リース・レンタル」の取扱業種「その他のリース・レンタル」（大気汚染常時監視ネットワーク施設のリース・レンタルを取扱業務としていること）に登録された者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。
- (4) 5の(4)の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）による指名停止期間中でないこと。
- 3 競争入札参加資格確認申請書の提出
- 本競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加資格確認申請書を提出し、競争入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- (1) 提出期間
- 平成19年6月20日（水）から平成19年7月30日（月）までの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所
- 4に記載のとおり
- (3) 提出方法
- 4に記載の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 入札参加資格確認結果の通知
- 入札参加資格確認の結果は、資格確認結果通知書により通知する。
- 4 契約条項を示す場所
- 熊本県環境生活部環境保全課大気・化学物質班（県庁行政棟新館5階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2269
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
- 4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び交付場所
- ア 交付期間
- 平成19年6月20日（水）から平成19年7月23日（月）までの日（県の休日を除く。）午前8時30分から午後5時までとする。
- イ 交付場所
- 4に記載のとおり
- (3) 入札説明会の日時及び場所
- ア 日時
- 平成19年6月28日（木）午後1時30分から
- イ 場所
- 熊本県庁新館10階 環境生活部会議室
- (4) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時 平成19年8月2日（木）午前11時
- イ 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館地下1階入札室
- (5) 入札書の提出方法
- 5の(4)の記載の場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4に記載の場所に平成19年8月1日（水）までに必着するように郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金

- 入札に参加しようとする者は、見積もった 1 月当たりの額に借入期間月数(60 月)を乗じた額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (4) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付せず、又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法(明治 29 年法律第 89 号)第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約締結の期限
落札者決定の日から 14 日以内とする。
ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 7 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額(1 月当たりの賃貸料)に借入月数(60 月)を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (8) その他詳細は入札説明書による。
- (9) この調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the system to be leased: Atmospheric environmental observation telemetry system. 1 set.
- (2) Date for tender: 11 a.m. August 2, 2007
- (3) Contact Information: Environmental Conservation Division, Department of Environment and Residential life, Kumamoto Prefectural Government, 6-18-1 Suizenji, Kumamoto City, 862-8570 Japan. TEL 096-333-2269